

平成30年度第3回佐倉市公民館運営審議会会議要録

日時：平成31年1月25日（金）午後1時30分～午後3時15分

会場：佐倉市立中央公民館

出席者：篠木賢正委員、石川昭彦委員、鷹野千恵子委員、松崎裕美子委員、
村上勲副委員長、藤崎言行委員、浅井俊彦委員、林義之委員、慶田康郎委員長、
日向和夫委員、安保昌浩委員、佐藤光雄委員、鵜崎金次委員、片山喜久子委員
(14人)

事務局：中央公民館長・猪股佳二 和田公民館長・山口正則
弥富公民館長・塚本貞仁 根郷公民館長・櫻井理恵
志津公民館長・高山幸代 臼井公民館長・曾山澄雄
社会教育課・高橋慎一課長 臼井公民館・宮野雅樹主査補
中央公民館・室岡秀樹主査、泉慎一主任主事

【目次】

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 議 事
 - (1) 平成31年度公民館事業に向けて
 - (2) 佐倉市立公民館の貸与基準について
 - 4 その他
 - ・佐倉市民カレッジの評価について
 - 5 閉 会
-

3 議 事

- (1) 平成31年度公民館事業に向けて

猪股館長：

本日傍聴を受け付けましたところ、3名の方から傍聴の申し出がございました。傍聴人におかれましては、傍聴要領を順守くださるようお願いいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項で、委員長は会議を総理すると定めておりますので、慶田委員長にこの後の議事の進行をお願いいたします。

慶田委員長、よろしくようお願いいたします。

委員長

それでは、これから議事に入ります。

本日、三村委員が所用のため欠席と伺っております。

今回の会議録署名人につきましては、名簿順で、村上委員、藤崎委員にお願いしたいと思います。

続きまして、本日の議事の（１）「平成３１年度公民館事業に向けて」について、各館長から説明をお願いします。なお、説明については手短かに、要領よくお願いいたします。

質問は、全館の説明が終了した後に時間をとりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

猪股館長：

それでは、平成３１年度に向けた中央公民館の事業につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の１ページをご覧ください。

初めに中央公民館の「現状と課題」でございしますが、こちらに記載のとおり、利用件数の減少と、施設・設備の老朽化が進んでおります。

年間の利用者数は、平成２９年度の１０万３千２１２人と平成２６年から３年連続で減少しております。

施設設備の老朽化につきましては、大ホールの音響設備の不調や、雨漏り等が発生しており、費用の掛かる不具合も発生しておりますが、古くなったイスやガスオープンの交換など予算内で対応できるものは今年度も順次対応しております。

また、７月の公民館運営審議会でもご説明したとおり、主要事業であります「市民カレッジ」の定員割れが２年連続で続いている状況となっております。

次年度の努力目標としましては、こちらに記載のとおり、接客、施設整備、若者向け事業の充実、関係団体との連携、支援などを挙げております。

次に、中央公民館の来年度の主要事業について説明をさせていただきます。

初めに「市民カレッジ事業」ですが、今年度と同様に実施してまいります。

しかしながら、課題として挙げたとおり、応募者数が減っておりますので、次年度につきましては応募方法を変更していきたいと考えております。

また、市民カレッジも創設から四半世紀を経過しておりますので、事業評価などで委員の皆様からいただいたご意見を参考とさせていただき、事業内容や運営方法などについても引き続き検討してまいりたいと考えております。本事業につきましては、この後、委員の皆様にも事業評価をお願いすることになりますので、参考までに、平成３０年度の事業概要とカリキュラムを添付させていただいております。

次に、青少年教育事業の「夏休みこどもゼミナール」になります。

この事業は、子ども達が宇宙への興味が広がる端緒となるような内容になればと考えております。３０年度に実施した５回のテーマは記載のとおりです。すべての回で応募から短期間で定員に達してしまう人気の講座でございます。内容につきましても、たいへん興味深いものがございましたので、次年度は定員を増やし、更には大人を対象にした講座も実施できないか検討したいと思っております。

最後に、２ページ、３ページに中央公民館の平成３１年度の事業計画（案）を載せております。

３０年度の事業を継続する形ですが、昨年度まで実施しておりました「水辺観察会」「パソコン講座」、「１６ミリ映写機操作講習会」につきましては諸事情により実施をとりやめております。

また、今のところ新規事業は計画しておりませんが、実施可能な事業があれば随時実施してまいりたいと考えております。

中央公民館については以上です。よろしくお願いいたします。

山口館長：

和田公民館の山口と申します。和田公民館の平成31年度事業について、ご説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。和田公民館の立地する和田地区は面積で佐倉市の約14%に当たる14.4平方キロメートルですが、人口は平成30年3月時点1,850人で、過疎化により人口減少が続いています。急速に進む少子高齢化は、地域の大きな課題となっております。

たとえば和田小学校では、児童数の減少のため学区外の児童も受け入れる「小規模特認校制度」導入を進めています。

また、本年1月には、高齢者が歩いて暮らせる街づくりを目指して、コミュニティバスの運行ルートが見直されました。これにより、和田ふるさと館で民間路線バスの乗り換えが可能になり、運転免許を持たない高齢者の鉄道駅へのアクセスが向上いたしました。

このような過疎化の進む和田地区に立地する和田公民館は、社会教育講座や貸館業務を主体とした、従来のいわゆる生涯学習支援型公民館から、地域住民のまちづくり活動の拠点となる「まちづくり活動支援型公民館」へ、機能の充実を図って行く必要があるものと考えておりますが、現状ではスタッフが人手不足となっております。

今後未来の公民館がどのようにあるべきかを考えてまいりたいと思います。次に、本館の現状と課題ですが本館は昭和50年に開館してすでに40年以上が経過しているため施設全体の老朽化が進んでおります。建物は頑丈な鉄筋コンクリート造ではございますが、経年劣化により施設の随所に補修を要する箇所がありまして、計画的な設備の更新が必要となっております。特に最近では、国内で大きな地震が多発しておりますので、今後は震災補強も検討しなければならないと考えております。和田公民館には、和田学童保育所と和田小学校O Aルームが併設されておりまして、多くの学童が利用する施設となっております。また、子育て教室や高齢者の手芸教室など、幼児からご年配者まで幅広い世代の方にご利用をいただく公共施設ですので、安全対策は最優先の課題だと考えております。

次に「主要事業」についてご説明いたします。

「和田剣道教室」は、主に和田小学校の児童を対象にしており、剣道を通して心身の健全育成を図る事業でございます。創設から30年以上の歴史を有しており、和田公民館を代表する主要事業となっております。

和田公民館には、先ほども申し上げましたが、和田学童保育所と和田小学校のO Aルームが併設されております。また、公民館分館である和田ふるさと館の歴史民俗資料室では和田小学校のPTAが収集した民俗資料を展示しています。

こうしたことから、和田公民館は今後も和田小学校と協力して社会教育事業を進めてまいりたいと思います。今、地域の小学校は児童数が減少しておりますが、学童の声でにぎやかな公民館であり続けたいと考えております。

次に、「和田地域学」は、和田地区の自然、歴史、民俗、産業等を学習することで地域を再発見し、未来のまちづくりを研究する講座でございます。「城下町佐倉」と言えば、武家屋敷や蘭方医術などが脚光を浴びますが、そうした武家社会を経済の面で支えてきたのは農村集落だと言えます。市の北部地域は、急速な宅地開発により里山の自然や伝統文化が数多く失われてしまいましたが、和田地区など市の南部地域には今も昔のまま美しい自然や田園の風景、伝統文化などが残されております。「和田地域学」は、そうした自然や伝統文化を学ぶことで地域のアイデンティティ（独自性）を再発見し、それを未来のまちづくりへ活かすことをテーマとした講座となっております。「まちづくり活動支援型公民館」では、このような講座が重要ではないかと考えております。

次に、「事業計画」についてご説明をいたします。資料5ページをご覧ください。

「家庭教育」につきましては、和田小学校や和田幼稚園と連携を図りながら、子育て教室や家庭教育講座を実施してまいります。

「青少年教育」につきましては、剣道教室、軽スポーツ大会、夏休みおもしろ体験教室などを実施してまいります。

「成人教育」につきましては、和田地域学、手芸教室、工芸講座などを実施してまいります。

「団体育成」につきましては、和田小PTA 民俗資料収集委員会などを支援してまいります。

「広報展示活動」につきましては、分館となっている和田ふるさと館歴史民俗資料室の充実に努めてまいります。和田公民館がほかの公民館と異なる特筆すべき点は、郷土資料館も併設した「文化機能複合型公民館」となっている点でございます。この郷土資料館には、毎年市内の小学校からたくさんの学童が見学にいらっしゃいます。

和田公民館は、郷土の民俗資料を、単に歴史標本として展示するのではなく「見学する、そして体験する。」というコンセプトを掲げております。

そこで、地域住民の皆さまにご協力をいただき、和田地区に古くから伝承されてきた機織り技術の体験教室、きれいな絵柄を巻き込んだ房総の郷土料理である飾り太巻き寿司の料理教室、地元で採れた新鮮なヤマトイモやコンニャクイモを使った創作料理教室、お正月恒例のしめ飾りづくり教室や凧作り教室など、郷土資料館が併設された「文化機能複合型公民館」ならではの多彩な体験教室を展開してまいります。

以上、簡単でございますが、平成31年度の事業概要の説明を終わらせていただきます。

塚本館長：

弥富公民館の塚本でございます。よろしくお願ひいたします。

弥富地区の状況は和田地区に近いものがございまして、人口減少等、周囲の状況は和田地区と同様と考えていただければと思います。

こちらにございます現状と課題ですが、施設の開設からおよそ10年が経過し、長期的な施設管理・運営等を勘案して、適切な修繕等を行う必要がある。

あと、少子高齢化及び人口減少が進む中で、地域の活性化に結び付く事業を企画実施し、公民館が地域の核として有効に利用されることを目指す、ということが課題として考えられます。

それ以外に連動しまして、努力目標としては5点を挙げています。「地域の実情に即した学級・講座の充実を図ること。」「地域住民が気軽に足を運び、利用できるような公民館となるように努める。」などがございます。私どもの施設は保育所や学童所、農村婦人の家、派出所、公民館の入っている複合施設ということになります。従いまして、すべての施設が安全で快適に使えるように維持していくのは、非常に大きな私たちの課題です。10年が経過して大きな建物的な不具合はございませんが、これまでの管理上で得られた情報を盛り込んだ計画を立て、快適な環境を維持し、施設を使う上で支障のないようにしていきたいと考えております。

また、公民館を活用していただくには、新しい皆さんの要望を含めまして、講座内容を更新していきながら、また、特認校として隣接している小学校に他地区からも子どもたちの送迎などで、この地域を訪れる方々がいらっしゃいます。

また、コミュニティバスの拠点としても、バス停も目の前にあるという状況の中でいろいろな方々が、公民館に集えるような環境をさらに、ソフト面でも進めて参りたいと考えております。

次の主要事業でございます。「プログラミング体験」は新規の講座です。

小学校でも英語やプログラミングなどのコンピューター関係の授業が必修になってまいります。先取りするような形で、弥富小学校は児童数が少ないので上級生を対象に新規の事業で取り組んで参ろうと考えております。こういった特色ある事業を進めていきながら、特認校の魅力をバックアップといえますか、側面支援にもつながるようなことを公民

館としても進めていき、少子化と言いながらも「公民館で面白いことをやっているよ」ということで、多くの方々に集まってもらえるようなきっかけを、31年度に取り組んでいこうと計画をしています。

次の明寿大学歴史講座、これは弥富地区には豊富な歴史がありますので、その歴史を残していこうと30年度から始めております。30年度に取り組みました縄文時代から戦国期に続きまして、「民衆の生活」というテーマで江戸時代から明治時代について柔らかく学んでいきます。歴史は難しいという概念をお持ちの方もいらっしゃるので、多くの方に自分達の地域に残された文化資産、歴史的なものを把握していただければと、今年も定着を目指して企画しているものです。

それでは、8ページをご覧ください。

家庭教育事業の「親子遊びのつどい」は、前期後期に分けて参加しやすい形式を考えております。

青少年事業の「弥富剣道教室」は、佐倉藩の流れをくむ「立身流」の型を学ぶ、和田公民館と合同の非常に歴史のある講座です。団体戦などにも参加し、八街市で行われる大会では2年連続で優勝しております。

また、地域の方々が集まり、青少年と共に集う機会ということで、試験的に30年度にはクリスマスコンサートというのを行っており、31年度も実施したいと考えております。

成人教育におきましては弥富地区を佐倉市全域の方々に知ってもらいたいということから、歴史の講座を初め、地域を歩くという講座を計画しております。

情報提供としては、公民館だよりの発行、団体育成においては、地域の活性化に力を尽くしている団体さんの側面支援などを行っていくことを考えております。

おおまかではございますが、弥富公民館の事業計画(案)については以上でございます。

櫻井館長：

根郷公民館館長の櫻井でございます。平成31年度の根郷公民館事業に向けてご説明させていただきます。

資料の10ページをお願いいたします。まず現状と課題でございますが、根郷公民館は建設後25年を経過し、老朽化による設備の不具合が目立つようになり修繕が必要な状況が続いております。また、地域住民や利用者の高齢化が進んでいる一方で、寺崎北などの開発地区に若い世代が増えており、新しい住民の方々にも関心を持っていただける取り組みが課題であると考えております。

これらを踏まえまして、より多くの方々にご利用いただけるような施設の整備と、幅広い年齢層の要望に応えられる事業実施を努力目標としております。また、公民館で活動している地域の団体と連携を密にして、地域の活動やつながりの拠点・橋渡し役となれるよう努めてまいりたいと思います。

根郷公民館の主要事業といたしましては、「根郷寿大学」がでございます。

昭和45年10月に開講された長寿講座であり、今年の10月で50年目に入ります。来年度には50周年に向け、課題を整理し、新たな検討を行ってまいりたいと思います。

11ページをお願いします。来年度の個別事業につきましては、基本的には、今年度実施しました事業を、反省点を踏まえながら継続していきたいと考えております。現段階で見直しを考えている事業及び新規の事業を中心に、ご説明いたします。

まず、家庭教育の上から3つ目の「ちば探訪」では、ちばをテーマに、自然や史跡、文化等を親子で学べる社会見学の講座を行いたいと考えております。対象を小学生とその保護者としていることから、今年度まで青少年事業として小学生を対象に実施してきた社会科見学を、こちらに統合して行いたいと考えております。

また、青少年教育におきましては、今年度まで小学生を対象に「クリスマスコンサート」を実施してきましたが、来年度からは小学生に限らず、広い年代の方々に楽しんでいただけるクリスマスコンサートとし、12ページにありますように、成人事業に位置付けたいと考えております。これまで主に小学生への周知を行ってきましたが、実際は、小学生よりも地域の大人の方々に楽しみにしていただいておりますので、成人事業に位置付けることで、周知範囲が広くなり、より多くの方々に楽しんでいただけるコンサートになるものと期待しております。

「佐倉学入門講座」は、具体的なテーマはまだ決まっておりますが、佐倉に関する講演会等を開催いたしまして、郷土に関する知識と親しみを高める機会となるよう企画してまいります。

その他、団体育成や広報事業、図書事業等につきましても、引き続き充実に向けて、取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、来年度の事業概要につきましてご説明させていただきました。以上でございます。

高山館長：

志津公民館長の高山でございます。「平成31年度の公民館事業に向けて」についてご説明させていただきます。

資料の13ページをお願いします。

現状と課題ですが、講師の先生も昔からお願いしている先生は高齢化しており、新しい講師の発掘が必要になってきております。また、事業についても同じ内容が続いてきているものがありますので、見直しを進めていかなければならないと考えております。

平成31年度の事業については、今年度実施した事業内容を総合的に検証して、計画を進めている状況です。

努力目標は、平成30年度と同じで、4点でございます。志津公民館が入っている志津市民プラザは複合施設ですので、引き続き他の施設と調整を図り適切な管理運営をしていきます。

次に主要事業についてです。しづ市民大学は、平成2年度から開設しており、平成31年度で、第30期となります。

平成30年度は、4月15日号の「しづこうみんかんだより」で募集をし、定員154名のところ169名の募集があり、抽選で決定しました。5月26日に開講式を挙行し、現在16回から17回まで修了し、2月23日に学習発表会と閉講式を実施する予定です。

現在は「しづ学入門」「地域健康学」「くらしの情報学」、男性限定の「おやじの食事学」の4コースとなっております。受講料は無料で、保険代、材料費などは実費負担となっております。平成31年度も4コースですが、「しづ学入門」と「おやじの食事学」はそのまま、「くらしの情報学」「地域健康学」を一緒にし、もうひとつは新しく「趣味を見つけよう」のようなコースを設ける予定です。回数は、各コース19回実施する予定で、全体の交流を図るために、毎回ウォークラリーを開催していましたが、平成31年度は合同バスハイクを実施しようと計画しています。

効果についてですが、修了した方たちの中には、サークルを立ち上げたり、既存のサークルに入会したりして、地域のお祭りなどに参加したり、公民館の事業等に協力してくれています。

今年度7月に中間アンケートを実施しましたが、「いろいろな方と知り合いになり楽しい」「様々な事を知り、参考になる」「知識と人の輪が広がった」など、「しづ市民大学」が人々の出会いの場・学習機会の場になっています。また、「しづ市民大学」を修了した後も

交流を継続している方々もいます。学習を通じて地域の仲間づくりを進め、活動し地域の活性化に役立っていると考えております。

次に志津公民館祭でございます。志津公民館祭は旧公民館が昭和48年に建設され、翌年の昭和49年から開催しており、非常に長きに渡って継続されています。サークルの代表者から実行委員を選出して組織し、運営を行い、日頃の学習の成果の発表、展示をしたりしております。展示・発表などを行わなくても、スタッフとして受付、準備、後片付けを手伝ってくれているサークルもあります。屋外では、テントを設営して食べ物や植木などを販売しています。また、工作、絵画、うどん作り、茶道など、子どもが楽しんで体験できるコーナーも設けています。このような事業を通して、団体同士や地域の皆様との交流を深め、学習活動・地域活動の啓発を図っています。

平成30年度は、志津公民館と西志津ふれあいセンターを会場に10月19日から21日の3日間開催しました。天候に恵まれましたので、5,672人来場者がありました。

また、志津市民プラザは複合施設であるため、志津児童センターも協力してくれて、子どもが活かした生け花の展示やポップコーンの配布をいたしました。

平成31年度は西志津ふれあいセンターが7月から工事のため使用できないので、志津公民館だけの会場になります。しかしながら、ふれあいセンターを使用して展示・発表会を実施したいという要望がありましたので、志津公民館祭とは別に、6月に「志津公民館活動サークル・ふれセン発表会」として開催する予定で、現在参加するサークルの募集を行っているところです。

ただ、公民館のサークルの方も年々高齢化してきて、体力的に参加できないというサークルもでてきている状況にあり、模擬店も以前より少なくなっています。参加してくれるサークルを増やすのが課題です。

その他の事業についてですが、14ページをお願いします。

家庭教育では、2歳児と母親を対象にした「お母さんと遊ぼう」、子どもと保護者を対象にした「笑顔で子育て応援講座」、青少年教育では工作、科学、自然などの子ども講座や下志津小学校を対象とした通学合宿、成人教育では佐倉学の講座を実施してまいります。

最後に、広報活動でございます。

志津地区各世帯に公民館日より「しづ」を年3回発行する予定です。発行にあたっては、志津公民館事業の案内・情報などを提供することで、公民館への理解と認識を深めていただいております。また、各事業の参加募集も公民館日よりおこなっているところがございます。お手元に「地域新聞」を配布させていただきました。

4ページをご覧ください。12月8日に開催しました「親子で辻切り作りに挑戦！」の講座の様子がでています。よろしかったらご覧ください。

志津公民館の事業としては以上でございます。

曾山館長：

臼井公民館館長の曾山でございます。

平成31年度臼井公民館事業に向けて、及び事業計画案のご説明させていただきます。

資料の16ページをお願いいたします。

はじめに、現状と課題でございます。

近年、以前は60歳であった定年が延長され、再雇用等で働く方が増加するなどの事情もあり、臼井公民館におきましても「コミュニティカレッジ」をはじめとした主催事業への参加者が減少傾向にあり、募集に苦慮しているところがございます。

また、施設面におきましては、音楽ホールは、昨年、天井補強をはじめとした、改修工事を実施いたしました。公民館棟につきましては、大規模改修からすでに17年が経過し、

空調設備等で老朽化による故障が多くなっており、今後、改修を考えていく必要があるものと認識しております。

続きまして、努力目標でございます。

4つほど掲げておりますが、各種講座につきましては、市民のニーズを捉え、見直しなども図る中で、充実した講座等を開設していきたいと考えております。

次に、主要事業でございます。臼井公民館では2年制の市民大学として「コミュニティカレッジ」を平成25年度から開校しております。

学習内容は、防災・防犯、少子高齢化対策、自治会町内会活動等のまちづくりなど、地域活動を行う上で必要な知識、事例などを学んでいただき、修了後は、各地域で活動していただくということを目的としております。現在、応募者増に向けカリキュラムの見直しを行っているところでございます

事業の効果でございますが、平成30年6月に実施した修了生へのアンケート結果では、回答者の約8割の方が地域活動に従事されているということでございまして、効果は大きいものと判断しております。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。

事業計画（案）についてご説明をさせていただきます。

はじめに、家庭教育でございます。臼井公民館図書室と連携し、子ども向けのすばなしと絵本の読聞かせなどを行う、おはなし会を月1回、それから、わらべ歌遊びを体感し、読書の習慣を身につけてもらう、「1歳児半～3歳児親子あそび」を年2回実施する予定でございます。

このうち、親子あそびにつきましては、ここ3年程度の参加年齢を見ますと、乳児の参加がないことから、名称を「0歳児半」から「1歳児半」に改めることといたしました。なお、0歳児の参加希望があった場合には、ご参加していただけるように対応してまいります。

次に、青少年教育でございます。

今年度、夏休み期間中に開催し、ご好評をいただきました、水辺観察会「夏休み子供水辺探検ツアー」、「星空観察教室」は、来年度も実施する方向で予定しております。

バック・ステージ・ツアーにつきましては、今年度は、音楽ホールが改修工事に伴う休館のため実施できませんでしたが、普段入ることのできないホールの舞台裏を見学でき、毎年多くの小学生に参加していただいていることから、夏休み期間中の8月上旬頃に開催したいと考えております。

新しく実施する事業では、「おもしろ科学実験教室」がございます。中学校で学習することになる理科の授業の前提となる実験を小学6年生を対象に体験してもらうもので、こちらも夏休み期間中に開催したいと考えております。内容といたしましては、光の屈折、感覚器官と脳の働き、静電気、浮力などの学習を予定しております。

続きまして、成人教育事業でございます。

佐倉学におきましては、入門講座、専門講座、体験講座の3講座を予定しており、このうち、入門講座では、「うすい花の八ヶ寺」と題し、臼井八景・八ヶ寺を巡り、季節に咲く花を觀賞し散策する事業を予定しております。

次に、「いきいき脳トレーニング」でございますが、こちらは、平成31年度に初めて実施する事業でございます。高齢化が進み、介護予防の重要性が増している昨今、簡単に行える脳トレーニングなどをご紹介し、学習していただくものです。

続きまして、資料の18ページをお願いいたします。

団体育成等でございます。

「臼井地区子ども会育成会連絡協議会」の事業では、例年どおり、8月の「臼井ふるさ

とにぎわいまつり」、10月の「中央交流フェスティバル」への参加、3月に小学校卒業記念のバスハイクを予定しております。

その下の、広報・展示活動、図書事業につきましては、今年度と同内容での実施を予定しております。

平成31年度臼井公民館事業に向けて、及び、事業計画（案）のご説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長：

ただいま公民館の各館長さんから事業計画の説明を伺いました。それについて、全体を通して質問等がありましたらお願いします。また、聞き漏らしたことがらでも結構です。

いかがでしょうか。

委員：

中央公民館にお尋ねしたいのですが、利用者数が減少していてここ何年かそういう傾向だとのお話がありました。私の家内が公民館でお世話になっておりますが、昨年使用料の問題がありましたね。使用料のことがあってからはサークルをやっている雰囲気が変わったか聞いてみたところ、終わりの時間を意識するようになったくらいで、サークルの数が減ったようにも思わないし、使用料を取られての混乱もあまりないとのことでした。

利用者数が減ったのは使用料と関係があるのか一つお聞きしたいのと、もう一つ、市民カレッジの人数の問題についてはあんまり意識されることはないと思います。定員100というのにはこだわらなくてもいいと思います。各所で色々な市民大学をやられていて、定年は伸びている訳ですよね。ですので、人数が減っていることと、内容を絡ませて意識しなくてもよいかと思います。

最初の方だけご見解をお聞きしたいのですが。

猪股館長：

利用者数についてのご質問ですが、有料化とは特に関係ないと思います。平成19年の頃をピークにずっと減少が続いております。その原因ではないのですが、私どもの中央公民館は、他の5館と較べますとかなり規模が大きくて、行政の利用が多いと分析しました。

これは佐倉市に限らず、例えば運転免許の更新講習会、これは佐倉警察署からお願いされているものですが、近場で手続きができて皆様から重宝されているものでございます。

このように行政の利用に左右される。行政のイベント等をうちの公民館で行う場合もでございます。自治人権推進課の市民活動フェスタといった大きな行事や、国際文化大学などの様々な行政の利用があり、そのような行政の利用に左右されることがございます。

各公民館でも、お客様の高齢化により昨年まできていただいたサークルさんが来られなくなったりしています。

また、志津地区で志津公民館が新しく、大きくなったということで、わたくし共の館では、臼井・志津からいらっしゃっているお客様もいらっしゃいます。そのようなお客様が移られたということもあるようです。

委員長：

ありがとうございました。他に何かご質問がありますでしょうか。

委員：

さきほど村上副委員長から有料化の問題が出されました。私も志津公民館で話し方教室ではないですが、おしゃべりと歌唱、朗読の時間を月1回設けて行っておりますが、有料化になりまして、時間的には5分前に鍵を貰いに行って5分前に鍵を返さなければならぬ。今までよりも時間的な制約がありますので、これを延長しました。現在は9時15分から12時5分前に終わるような形でやっております。100円プラスになりますが、それほど問題なくやっております。時間が長い分、間の休み時間を15分くらい多めで現実にはやっております。ご参考までにお話しました。以上です。

委員長：

ありがとうございました。他に何か質問はございますか。

委員：

志津市民大学で、今年度から「趣味を見つけよう」という講座が始まるようですが、具体的に内容は決まっているのでしょうか。これから検討なさるのでしょうか。

高山館長：

大体決まっております。これから「しづ市民大学」の運営委員会が開かれますので、そちらに諮って色々ご意見をいただいて、最終的には決めていくということでございます。

委員：

分かりました。

委員長：

その他にご質問はございますか。

委員：

和田公民館さんにお伺いします。先ほどの説明の中でコミュニティバスの運行について言われていましたが、和田公民館に停留所があるのかどうかお聞きします。コミュニティバスは今いろいろな所で運行していますが、公民館の利用者が少ないとか、高齢化が進んでいるということに合わせて、停留所が公民館や公民館の近くにあることによって、高齢者も公民館に集うことができ、また公民館側も色々な高齢者対象の事業に取り組めるのではないかと思います。お伺いしました。

山口公民館長：

お答えします。和田公民館には、もう1つ、和田ふるさと館というコミュニティセンターが近接しております。コミュニティバスの停留所は和田ふるさと館の駐車場にあります。私はふるさと館と公民館との所長館長を兼務しておりますが、他館と変わっている所は、コミュニティセンターと公民館がある意味連動しながら、両方で複合して使われていて、そして、コミュニティバスの停留所など多様な用途で使用可能になっているのが特徴となっております。和田公民館の利用者もふるさと館の駐車場を使って停めていただいている状況です。

委員長：

他に質問はございますか。

委員：

中央公民館と和田公民館で施設の老朽化が進んでいるということですが、最近はどうどん立替えていくのではなくて、施設の長寿命化計画というのを立てていて、恐らく公民館もそれに組み込まれていると思いますが、その辺はどのようになっているのか。また、それに連動して設備の方も、更新というものも限られた財源の中で少しずつやっていくために計画的に位置付けられているのか。その辺も伺えればと。

猪股館長：

中央公民館は古い建物でございまして、数年前に大ホールの空調を大改修いたしました。それ以前にも、館の北側にあります空調の基の冷温水器を更新したりしています。設備につきましては随時更新を進めているところでございます。建物につきましても、佐倉市の施設の長寿命化計画というのがございまして、営繕管財の管理をしております資産管理経営室というのがございます。そちらと色々と協議を進めているところでございます。

以上です。

委員：

中央公民館を利用させていただいている仲間の一人ですが、1月初めに佐倉市だけでなく他市からも人を呼んで発表会を行った際、普段と同じように10分前に鍵を借りて部屋を利用したのですが、1日の行事で午前と午後の部屋が分かれていたため、鍵を閉めてから次の部屋を借りるまでの間、荷物を抱えて廊下で待っているということがございました。

踊りのイベントですので、荷物が多くて、鞆を持った人が右往左往してしまい、これは何とかならなかったのかということを感じました。形どおりにしなければならないのは分かりますし、わがままな意見かもしれませんが、ご配慮いただければと思います。

猪股館長：

中央公民館では有料化の前は時間貸しとなっていて、9時から午前中、午後が2つの時間帯と、夜の時間帯とに分かれていました。

現在は、1時間ごとの貸し出しとなっております。そうすることによって、必要な時間だけ借りていただけるように、朝9時から夜の9時まで12時間貸し出すことができます。通しでお客様にご利用いただけるようになっております。そういった形で無駄な時間がなくなった状態でございます。

前後の団体がくっついてしまうことがどうしてもありますので、そこは公民館という性質上、利用いただいている団体さん同士で、前後で使っている方のことを考えて、お使いいただければと思います。前に使っていただいている団体さんは次の団体様のことを考えて譲り合いで利用をいただけるようお願いしているところです。

そこでもし入れ替え時間を10分として設けた場合には、その場合またずらしていかなければならない状況が生じます。そうしますと、場合によっては30分のロスが発生しますので、グループ利用者懇談会という集まりでも譲り合いで、次の団体の方のことをお考えいただきご利用いただくことをこちらからもお願いしていくところです。

委員：

急な利用者もあるということも考えていただければと思います。慣れている方は大丈夫だと思いますが。

委員長：

他にご質問はございますでしょうか。

副委員長：

質問というものではなくて感想なのですが、先ほど弥富公民館から明寿大学のことで内容について「佐倉学」だけでも民衆の生活を取り上げてそっちの方面をやりたいという話がありました。「佐倉学」というのはいろいろと幅広いところで、お武家さんとかお医者さんに、かなり絞られている気がします。確かに著名なものであり全国的に知られているものですが、ややそれが定着してきて繰り返されている所もありますので「佐倉学」というのは、もう少し幅があってはいいいのではないかと思います。

自分が武士の出でないということもありますけれども、機会があれば講師を発掘して取り上げてもらえればと思いました。

委員長：

ありがとうございました。他にご質問がなければ私の方から。

和田公民館の主要事業に、和田剣道教室と和田地域学というのがございます。予算額が計上されていますが、和田剣道教室が112万5千円、和田地域学も同じ金額が計上されております。簡単で結構ですので、どういう使い道をされたか、ご説明いただければと思います。

山口館長：

この金額は総額で入れさせていただいております。特に予算でそれぞれ区分といいますか、割合で出してなかったもので、これをそれぞれでの事業で必要に応じて使っております。特にそれぞれでいくらということでは今お出しできないので、そういったことでご了解ください。

委員長：

では事業ごとに112万円を使うというのではないんですね。他の公民館さんは事業名で予算を出していますので、このような形で誤解が生じることもございますので確認させていただきました。

他にご質問がなければ、「平成31年度公民館事業に向けて」につきましては、以上といたします。

(2) 佐倉市立公民館の使用許可基準について

委員長：

続いて、議事の(2)「佐倉市立公民館の使用許可基準について」、事務局から説明をお願いします。

猪股館長：

議事の(2)「佐倉市立公民館の使用許可基準」についてご説明をいたします。

事前にお配りした「佐倉市立公民館施設使用許可基準(案)」と、本日お配りしました「佐倉市立公民館施設使用許可基準について」の2つの資料によりご説明をさせていただきます。

本日お配りしたA4、1枚の資料「佐倉市立公民館施設使用許可基準について」をご覧ください。

ださい。

まず、1. 改正の理由でございます。

前回の審議会でご説明したとおり、公民館の有料化によって、貸与基準の文言の修正が必要になったこと、また平成8年以降、20年以上貸与基準が改正されておられませんので、この機会に内容の見直しを行おうということが、今回の改正の理由になります。

次に、2. 主な改正点になります。新しい使用許可基準では、旧貸与基準の内容を概ね引き継いでおります。そのため、今回は、追加や変更を行った主な改正点10項目について説明をさせていただきます。

初めに「①. 名称を「貸与基準」から「使用許可基準」に変更した。」とあります。もう一つの資料の「佐倉市立公民館施設使用許可基準（案）」をご覧ください。

こちらの資料のとおり、名称を「佐倉市立公民館施設使用許可基準」と変更いたしました。

この基準は、公民館の使用を許可するかどうか判断する内部規定であるため「使用許可基準」が適当であるとのことから名称を変更いたしました。

次に「②. 条建てにし条例規則と同様の形式に変更した。」です。

前回ご説明した旧貸与基準では、改正内容などを前文に記し、そのあとに団体ごとの使用の可否等を列挙していました。新しい使用許可基準では、第1条から9条までの、「条建て」の形式を変更しております。

次に「③. 公民館を使用できるものを、3人以上で構成される団体と規定した。（第2条1項）」になります。

公民館は団体利用が原則となっていますが、何名以上を団体とするかについてこれまで定義がございませんでした。そのため第2条1項に3人以上を団体とすると定義づけをいたしました。

次に「④. 「佐倉市民の団体に類する団体」について新たに規定した。（第2条2項）」です。

もう一つの資料の「使用許可基準（案）」の7ページをご覧ください。

資料7ページに、「佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例」の別表第3があります。その備考1に「これに類すると教育委員会が認めるもの」とございます。

この「これに類すると教育委員会が認めるもの」を、第2条2項に記載のとおり、「本市に所在する法人」と「代表者が市内事業者であって市内事業者が半数以上で構成される同業組合」とすると、新たに規定いたしました。

なお、これらの団体につきましては、構成員の半数以上が佐倉市民でなくても、別表第3の料金、つまり佐倉市民の団体と同額で公民館を使用できることとなります。

続きまして、「⑤. 市の施策を推進する団体、市と連携協定を結ぶ団体の先行予約について新たに規定した（第4条）」です。

行政機関の先行予約については、旧貸与基準で規定されていましたが、社会福祉協議会や青少年住民会議などの市の施策を推進する団体や、市と連携協定を結ぶ団体についても、先行予約ができることを第4条で新たに規定いたしました。

次に「⑥. 使用許可の基準を別表にまとめ、特定非営利活動法人等に関する基準を追加した。また営利団体による社会貢献活動を目的内利用として追加した。（第5条1項）」です。

旧貸与基準では、政治、宗教、営利などの各団体の使用内容ごとに、使用の許可、不許可等を列挙しておりましたが、それらを全て「使用許可基準（案）」の2ページ3ページにあります1つの表にまとめております。

この表の一番下には、これまで規定していなかった特定非営利活動法人に関する基準を

追加いたしました。また営利団体のところに「社会貢献活動」を追加し、目的内使用として使用できることを新たに規定しております。なお、その他の項目につきましては、旧貸与基準の内容がそのまま表にまとめられております

次に「⑦. 使用を許可しないケースについて新たに規定した。(第5条2項)」です。

飲酒、賭博、不潔、定員オーバーなどの一般的な禁止事項については、これまで規定がありませんでしたので、第5条2項において、新たに規定することといたしました。

次に「⑧. やむを得ず使用を取り消すケースについて新たに規定した。(第6条)」です。

先ほどの禁止事項と同様に、選挙や災害、感染症の流行により、使用をやむを得ず取り消すケースについても、規定がございませんでしたので、第6条において、新たに規定することといたしました。

次に「⑨. 入場料等を徴収する催事において、特定非営利活動法人等が行う収益が発生する催事での使用を認めることとした。(第7条1項)」になります。

旧貸与基準におきましても、入場料等を徴収する催事は原則として使用できず、例外的に収益の発生しない場合のみを使用許可していました。

しかしながら、NPO法人などについては、団体の公益的な活動を継続するために、多少の収益が必要であることから、収益が発生する催事についても、目的外使用と同額での使用を許可することといたしました。

最後に「⑩. 販売行為の禁止において、行政機関等による模擬店等の催事による使用、及びサークル内の教材等の共同購入を認めることとした。(第8条)」になります。

旧貸与基準におきましても、テキストや資料代の徴収、公益活動目的のバザーについてのみ、販売行為を認めておりましたが、模擬店やフリーマーケットでの使用や、サークル内での教材の共同購入についての規定がありませんでした。そのため今回それらを認めることを規定の第8条の(3)と(4)に追加をしております。

主な改正点につきましては以上となります。

最後に今後の予定についてご説明をいたします。

本日委員の皆様からご意見をいただき、それを加味したうえで基準を修正し、2月上旬にパブリックコメントの手続きをいたします。

その後、パブリックコメントの意見を受けて、再度基準の手直しを行い次回、2月22日の第4回審議会で再度お諮りする予定であります。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長：

何かご質問はございますか。

委員：

まず、この許可基準の根拠といたしますか、例えば条例何条ですとか。その辺は入っていた方がよいかどうか。

それから2点目は、許可基準(案)の2・3ページ別表の所で、「許可」の中で「目的外使用」の項目がいくつかあります。例えば「政治政党」では、目的外使用は「特定の候補者の講演会」、「励ます会」、「その他これらに類する特定の候補者にかかる集会」。これは従来から認めていたのか。また、3ページの方の「営利団体」の「社員研修」、「福利厚生事業」、「採用面接」も「許可」となっております。使用許可基準について先ほど説明がありましたが、今の部分については従来の流れを汲んでいるのか、それとも変えたのか、その辺だけご説明いただければと思います。

猪股館長：

公民館が社会教育法で規定されております。その中で公民館の事業ですとか、公民館の運営方針について書いてあります。

またそれを受けて、佐倉市の条例もございしますが、そこでは読み取れない所を補足する意味で、社会教育法と照らして、公民館として使用を認めることができるのかできないのか、判断基準としてこのようなものを設けております。というよりも、以前から使用基準はあったのですが、それは無料時代からのものですので、当時はNPO法人や、民間企業が社会貢献活動、地域貢献活動をすることを全く想定していませんでしたので、規定を改めることといたしました。

2番目の別表のことですが、こちらは目的外使用ということで使用していただいたことがございます。採用面接なども、無料時代に有料でお受けしております。

以上です。

委員長：

外に何かありませんか。

慶田委員長：

質問がなければ、使用許可基準につきましては、以上といたします。

本日の議事は、これで終了いたします。

4 その他

慶田委員長：

次に「その他」ということで、市民カレッジの評価について、事務局から説明をお願いします。

その他（1） 佐倉市民カレッジの評価について

室岡主査：

それでは、「佐倉市民カレッジの評価について」、ご説明させていただきます。

委員のみなさまには、平成27年度より市民カレッジの評価を行っていただいているところがございます。これは、今後の市民カレッジの運営に活かすため、平成30年度の市民カレッジ事業について、委員のみなさまに評価をしていただこうとするものです。

「記入例」と書いてある、評価シート。こちらから4種類の資料がございます。こちらの方をご覧いただきたいと思います。

今回は平成30年度の評価を皆様にもしてもらおうものがございます。

事業の概要につきましては、先ほど平成31年度の事業計画のところでも中央公民館長が説明いたしましたので説明を割愛いたしますが、事前にお送りした市民カレッジ事業の関連資料、「四年制高齢者大学校 佐倉市民カレッジ」「佐倉市民カレッジ30年度カリキュラム」をご参考にいただき、事業評価をお願いしたいと思います。

ご質問やご不明な点等がございましたら、この後お受けしたいと思います。

具体的な評価方法ですが、事前にお送りしました「所見記入シート」への記入をお願いいたします。こちらは昨年度と同じ様式になりますが、お手元の記入例を参考にさせていただきます。2月15日までに中央公民館に提出をお願いいたします。

なお、提出方法につきましては、なるべくEメールで提出いただければと思います。

用紙でご提出される方は、返信用封筒をお渡ししますので、恐れ入りますが、この場で確認させていただいてもよろしいでしょうか。Eメールでご提出される方は、ワードの様式をお送りさせていただきますので、メールアドレスをお教えいただければと思います。

なお、昨年度メールでご提出いただいた、鷹野委員、松崎委員、村上委員、浅井委員、慶田委員長、日向委員と、篠木委員、片山委員につきましては、アドレスがわかりますのでそちらにお送りさせていただきます。

その他の方につきましては、お帰りがけに、アドレスをお知らせいただくか、中央公民館にメールをお送りいただきますようお願いいたします。

最後に、今回の評価シートを取りまとめた結果についてですが、後日、郵送にてお送りいたします。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長：

今の説明について、何かございましたらお願いいたします。

猪股館長：

追加の説明です。30年度の市民カレッジについて、内容についての補足説明でございます。毎年のように細かい見直しは行っております。今年度につきましては、3・4年生の福祉コースで、オリンピック・パラリンピックが近づいておりますので、「パラリンピックの理解・体験」を行いました。順天堂大学の准教授と学部生に参加お手伝いをいただきまして、パラリンピックの成り立ちについての講義と、ホッチャの体験を行いました。

また、2年生で「メディアから見る男女平等参画」をテーマに、日本アカデミー協会の方を講師に招きまして、映画を題材に性同一障害、LGBTについて学ぶ機会を設けました。細かい点ではございますが、前年度から変更した点でございます。

補足説明は以上です。

委員長：

31年度の市民カレッジの募集期間と言いますか、あるいは授業の始まりなど、ある程度決まっていたらお教えいただければ。

猪股館長：

ほぼ例年通りです。毎年5月の第2土曜日に入学式を行っており、今年もそれを目安に調整しているところです。募集につきましては4月の上旬に行く予定ですが、今こちらも調整しておりまして、3月1日の「こうほう佐倉」とホームページで市民の皆様にお知らせする予定でございます。

委員長：

他にご質問があればお願いします。

委員：

30年度の佐倉市民カレッジの総合評価ですが、ABCDEで例えば評価Aの場合には、「拡大」、「継続」、「現状維持」、これにマルをつけるのですか。

もっと拡大して欲しい場合にはAですが、継続と現状維持があるのがよく分からない。その辺はどのように読んだらいいのか、教えていただければ。

猪股館長：

総合評価の場合にAからEを選んでいただきまして、所見の理由については「こういう所をこのようにした方がいい」など、記入していただく形になります。

委員：

Bも現状維持ですね。これは、所見に沿ってA B C Dを入れていけばいいということですね。Aだと拡大、Bだと現状維持に素人目では読み取れるのですが、付帯意見に沿って、ということですね。

猪股館長：

そのとおりです。

委員：

分かりました。

委員長：

他に何かございませんか。特になければ、「4. その他」については以上で終わらせていただきます。その他に何か委員の方からあれば。よろしいでしょうか。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは以上をもちまして、平成30年度、第3回佐倉市公民館運営審議会を終了させていただきます。